



外来魚対策調査

福井県内水面総合センターでは、県内の漁場への拡大を未然に防止するために、主要漁場の外来魚生息状況や生態的な特性等を調査しています。得られた研究成果は、漁業協同組合が実施している駆除作業に活用することで、効率的な駆除に役立てています。



曳網による生息状況調査



胃内容物調査



外来魚啓発活動

外来魚が侵入した場合、もともと生息していた在来種に対して悪影響を及ぼすため、特に漁場においては漁業被害が及ぼないよう、継続して駆除を行う必要があります。県ではこういった知識を県民に広く普及し、これ以上外来魚の生息域を拡大させてはいけないことを理解していただくために、イベントやパネル展などを行っています。イベントでは、漁業者による駆除活動の見学や、駆除釣り大会を開催し、広く参加を呼びかけることで外来魚についての理解を深める機会を設けています。



駆除現場見学会



駆除釣り大会

*漁業権とは、漁業を営む権利のことです。県内の河川や湖沼（内水面）に免許される漁業権は、第5種共同漁業権といいます。県は、水産動植物の種類、漁場の区域等を定め、それらの水産動植物を採捕する権利を漁業協同組合に免許し、併せて水産動植物の資源が枯渢しないように魚の放流や魚の産卵場の造成等による増殖を義務付けています。



外来魚とどう向き合う？

特定外来生物に指定されているバス類やブルーギルなどは、生きたまま持ち運ぶこと、飼育することなどが平成17年から法律により禁止されています。しかし、法が施行された後も、全国的に生息域は拡大しています。この原因は、釣りを樂しみたいだけの心ない釣り人がこっそり放流すること(密放流)によるものだと言われています。外来魚が侵入してしまったら、水を完全に抜いて仕分けしない限り、二度と元には戻りません。

このように、たった一人の心ない行為で、多くの人に迷惑をかけることになります。特に漁場は、漁業を営む場所であり、漁業者はもちろん、その水産資源の恩恵を受けている県民の財産を失うことにもつながります。

外来魚を入れない・入れさせない、そして、これ以上増やさないために、こうした外来魚対策にご理解とご協力を願いいたします。



もしも外来魚を釣ってしまったら・・・

生きたまま運ぶことなどは、法律で禁止されています。再放流(リリース)せずに、食べるなど駆除に御協力ください。

若狭町では、三方五湖で釣れた外来魚を駆除協力券(外来魚300gにつき100円)と交換することができます。

【発行:若狭町 引換場所:若狭町鳥浜 繩文プラザ】



外来魚に関する法律や規則

特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律

特定外来生物に指定されている外来魚（オオクチバス、フロリダバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ）は、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどが原則として禁止されています。

違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

福井県内水面漁業調整規則

ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス族の魚）やブルーギルの移植が禁止されています。

違反した場合、六月以下の懲役もしくは十万元以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

パンフレットに関する問合わせ先



福井県農林水産部水産課漁業管理グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電話 0776-20-0435

健康長寿の福井



平成24年3月発行

外来魚から漁場を守ろう

川・湖沼



NO MORE

外
来
魚



福井県 水産課

漁場で問題になっている外来魚とは

もともと日本にいない、外国から持ち込まれた魚のことを「外来魚」と言います。問題となっているのは、北アメリカ原産のオオクチバス、コクチバス、ブルーギル等です。これらはかつて、食用として日本に持ち込まれましたが、今では釣りの対象として大変人気があります。しかし、外来魚が漁場に侵入することによって、昔から日本に住んでいる魚(在来種)などに影響を与え、生態系を破壊してしまう危険性があります。十数年前から福井県の湖沼や河川などでも外来魚の生息・繁殖が確認され、漁業の対象となっている魚種を食べるなど、漁業被害が及んでいます。

外来魚の特徴

オオクチバスやコクチバスは同じ水域に生息する魚を、ブルーギルは魚の卵などを大量に捕食します。3種類とも繁殖力が強く、雄が卵や稚仔魚を守り、一度に多くの子孫を残します。



オオクチバス (成魚)



オオクチバス (稚魚)



コクチバス (成魚)



ブルーギル (成魚)



ブルーギル (稚魚)

魚種別の特徴

項目/魚種	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
形態	30~50cm	30~50cm	20~25cm
	口の後端は眼より後ろ 頭から尾にかけて黒い帯がある	口の後端は眼中央下 黄土色のまだら模様	名前の由来のとおりエラぶたの後端に青黒い斑点がある
生息水域	湖沼や河川下流の止水域	湖沼やダム湖などの止水域 河川など緩やかな流域	湖沼などの止水域 水草帯を好む
	温水性	やや冷水性	温水性
産卵	16~22°C	13~20°C	20~26°C
	5,000~145,000個/尾	5,000~14,000個/尾	20,000~35,000個/尾
	雄が浅瀬の砂礫底に産卵床をつくり、ふ化した仔魚を保護する	同 左	雄が砂泥底に産卵床をつくり、卵・稚仔魚を保護する
摂餌	魚類、甲殻類、昆虫類	同 左	雑食性で、水生昆虫、甲殻類、貝類のほか、稚仔魚や魚の卵も好む

漁業への影響について

漁場における外来魚生息状況

平成23年現在、福井県の内水面漁場16カ所(内水面漁業協同組合単位)において、外来魚の生息が確認されているのは、湖沼4カ所、河川4カ所、ダム4カ所です。魚種別では、オオクチバス9カ所、ブルーギル5カ所、コクチバス1カ所となっています。毎年新たな生息場所が発見され、外来魚の種類も増えるなど、生息域は拡大傾向にあります。

内水面漁業

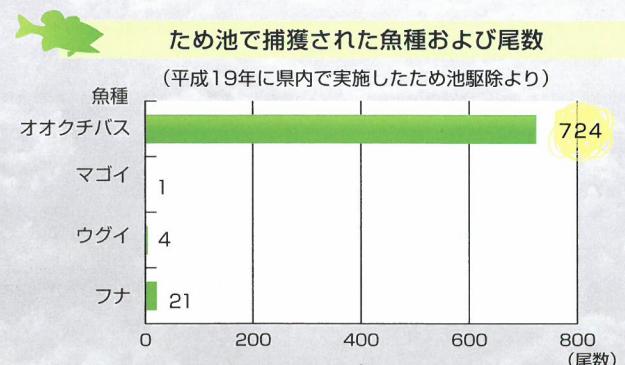
県内の北潟湖・三方湖などの湖沼では、コイやフナ、ウナギなど、河川については、アユ、ヤマメ、イワナなどが内水面漁業における主要な魚種となっています。このような漁場では、漁業権※が免許されている内水面漁業協同組合が継続して漁獲できるように(資源が無くならないように)、稚魚などの放流を行っています。

もし、駆除しなかったら…

- 1 昔から日本に住んでいる在来種の魚が大量に食べられます
- 2 外来魚が繁殖し、どんどん数を増やします
- 3 ますます在来種の魚が食べられるようになり、在来種の数はどんどん減ります
- 4 在来種の魚はいなくなり、外来魚だけが住む湖になります

外来魚が増えてしまうと、これを取り除くことを繰り返す限り、漁業や在来種の魚は守れません!

ため池のような小規模で閉鎖的な水域で駆除を行った際、外来魚の稚魚や成魚など色々なサイズが数多く捕獲される中、在来種の数はほんのわずかで、成魚など大きなサイズのものしか見つかりませんでした。湖沼など大規模な水域でも、駆除しないまま放つておくと、ため池のような状態になることが予想されます。



漁業者による駆除

漁業者による駆除

バス類やブルーギルは、河川などの流水域に比べて湖沼など止水域を生息・繁殖場所として好みます。そのため、湖沼では特に生息数が増えやすく、漁業被害が深刻になる前に、漁業者による駆除が行われています。普段の操業で使用している漁具で捕獲するほか、昔ながらの伝統漁法で効率良く捕獲できないかなど、少しでも被害を食い止めるために、漁場を守る努力を重ねています。



三方湖の伝統漁法「ぬくみ」



北潟湖の袋網



三方湖の柴漬け



九頭竜ダムの刺網

三方湖の外来魚駆除数

平成12年に三方湖においてオオクチバスが初めて確認されてから、22年までの駆除尾数は、21,451尾となっています。平成21年にはブルーギルの生息や繁殖が確認され、1年で589尾を駆除、22年以降もさらに増え続けています。

これらの外来魚が爆発的に増殖しないよう、漁業者による積極的な駆除が続けられています。

平成21年以降は、ブルーギルが大量に捕獲されている

